

# カスタマーハラスメント研修会

～それは「要望」ですか？

それとも「ハラスメント」ですか？～



2026年10月の労働施策総合推進法の改正では、カスタマーハラスメント対策の義務化が予定されています。事業者には、顧客や関係機関から受ける不当要求などから職員を守り、安心して働ける環境をつくるための対策が求められています。

私たち消費者においては、カスハラとは何か正確な知識や、加害者にならないよう気をつけるべき点について学びましょう！

また、事業者側が職員をカスハラから守るために何をすべきかを学びましょう！

**日時：2026年5月16日（土）13：00～15：00**

（受付 12:30～）

場所：アスト津（4階）会議室1（津市羽所町700）

講師：齊木 茂人氏（齊木総合研究所代表、

公益社団法人消費者関連専門家会議専務理事）

桑名市職員（桑名市産業振興部商工課）

内容：桑名市カスタマーハラスメント防止条例について  
事例に基づく判断基準と対応のポイント

ハラスメントと受け止められないように気をつけること など



募集人数：50人 \*申込締切/5月8日（金）17：00

申込方法：URLまたは二次元コードからお申し込みください

<https://form.os7.biz/f/6d3b0def/>

\*二次元コードからお申し込みができない方は、事務局へお電話でお申し込みください。



主催：消費者市民ネットワークみえ

事務局：三重県生活協同組合連合会（TEL 059-228-9913）